

平成29年
第23回嬉野市農業委員会
総会議事録

平成29年5月2日

嬉野市農業委員会

平成29年 第23回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間西山外2筆 賃借権	H29.05.02	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～46	谷所四本松外78筆 使用貸借権・賃借権	H29.05.02	承認
	嬉1～15	岩屋川内才松寺外14筆 賃借権・使用貸借権	H29.05.02	承認
		(農地中間管理機構)		
	嬉1～9	岩屋川内陣野外47筆 賃借権・使用貸借権	H29.05.02	承認
		所有権移転		
	1	岩屋川内陣野 あっせん	H29.05.02	承認
	2	岩屋川内陣野 あっせん	H29.05.02	承認
	3	岩屋川内陣野 あっせん	H29.05.02	承認
	4	下宿四本松 あっせん	H29.05.02	承認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	吉田下万属 売買	H29.05.02	許可
	2	大草野臥木 贈与	H29.05.02	許可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について		
	1	岩屋川内黒岩 一般住宅	H29.05.02	承認
	2	吉田斧研 太陽光発電設備	H29.05.02	承認
	3	岩屋川内才松寺 植林	H29.05.02	承認
	4	久間城山 太陽光発電設備	H29.05.02	承認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について		
	1	下宿 一般住宅	H29.05.02	承認
	2	下宿 一般住宅	H29.05.02	承認
	3	下野小石原ノ上外1筆 太陽光発電設備	H29.05.02	承認
	4	大草野竹ノ下 宅地拡張	H29.05.02	承認
	5	五町田菰牟田 貸資材置場・駐車場	H29.05.02	承認

平成29年 第23回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年5月2日
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
 3 開会日時 開会 平成29年5月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義
 及び 宣告 閉会 平成29年5月2日 午後2時21分 議長 西田 昭義
 4 会議の公開の 非公開
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条
 第1項の規定による

- 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員18名 欠席委員7名
 (農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	出	議事録署名 憲章朗読	14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出	議事録署名	15	宮崎勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	欠	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出		19	池田藤巳	欠	
7	小森隆昭	出	事前審査班長	20	井手寛紀	出	
8	瀧野厚由	出		21	前田安一	欠	
9	川内利光	出		22	山崎 正	欠	
10	松尾 直	出		23	山口智佐代	欠	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	欠	
12	池田博幸	欠					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業員会事務局主任	坂本 健二	農林課主任	納富 作男
農業員会事務局主事	岩津 鈴香		

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

7 会議の概要

局長 皆様、こんにちは。定刻になりました。

本日は、池田博幸委員、植松和幸委員、池田藤巳委員、前田安一委員、山崎正委員、山口智佐代委員、武藤正委員の7名が欠席であります。出席委員は、18名です。定足数に達しておりますので、議長の開会宣言をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今から、平成29年第23回嬉野市農業委員会総会を開会いたします。今日提出されました議案は5件、審議事項は86件でございます。

本日の議事録署名者の委員を指名したいと思います。議席番号1番の松元委員と2番の水川委員、よろしくをお願いします。

それでは、審議に入りたいと思います。議案第1号農用地利用集積計画の解約について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをお願いします。整理番号1番でございます。貸付人は、西山の〇〇〇〇様、借受人は、同じく西山の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間西山、他2筆、地目は田、面積は合計1,916㎡、利用権区分は賃借権で目的は米であります。期間は平成26年5月1日から平成31年4月30日までで、小作料は、反当り47kg、年米90kgであります。解約理由は、借受人が病気のためということであります。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。質疑を行ないたいと思います。何か御質問、御意見ございませんか。

[質問・意見なし]

議長 よかですか。はい、無いようですので、採決に入ります。議案第1号農用地利用集積計画の解約については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、ありがとうございました。異議なしと認めます。議案第1号農用地利用集積計画の解約については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、議案第2号でございます。別紙ですね。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、議題といたします。先ず、利用権設定について、塩田町の方でございますけれど、1番から46番に

ついて、農林課から、説明を求めます。

農林課　こんにちは、えっと、すみません。説明に入ります前にですね。1件だけ訂正の方をお願いしたいと思います。塩田町の分ですね。35番になります。貸し手人様のところがございますけど、中通の〇〇〇〇様と書いてありますけど、申し訳ありません。〇〇〇〇様ですので、〇〇〇〇様に訂正をお願いしたいと思います。大変、失礼いたしました。

別表の1枚目から3枚目を御覧ください。塩田町の分整理番号1番から46番まででございます。貸し手人様は、茂手の〇〇〇〇様、他43名、借り手人は、平山の〇〇〇〇様、他36名でございます。所在地は、大字谷所四本松、他78筆、面積は合計66,318㎡、利用権は使用貸借権と賃借権で、期間は1年から10年間です。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定めらる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議　長　はい、ありがとうございます。それでは、塩田町の分でございます。整理番号1番から46番について質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

[質問・意見なし]

議　長　どがんですか、よかですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　はい、それでは、無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から46番までは、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議　長　はい、ありがとうございます。全員賛成で、異議なしと認めます。塩田町の分1番から46番については、原案どおり承認することを決定いたしました。

議　長　続きまして、嬉野町の分でございます。整理番号1番から15番について、農林課の説明を求めます。

農林課　はい、そしたら、別添の表、4枚目を御覧ください。嬉野町の分整理番号1番から15番まででございます。貸し手人様は、下岩屋1区の〇〇〇〇様、他11名、借り手人は、同じく下岩屋1区の〇〇〇〇様、他14名でございます。所在地は、大字岩屋川内才松寺、他14筆、面積は合計で37,900㎡、利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は3年から10年間です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められている各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議　長　それでは、嬉野町の分の質疑に移りたいと思います。整理番号1番から15番までについて質疑を行ないます。何か、質問、意見はございませんか。

[質問、意見なし]

議　長　よかですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から15番まで、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。
[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございました。全員異議なしと認めます。嬉野町の分整理番号1番から15番までについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 続きまして、中間管理機構の嬉野町の分整理番号の1番から9番について、農林課の説明を求めます。

農林課 別添の表、5枚目と6枚目を御覧ください。嬉野町の分整理番号1番から9番まででございます。貸し手人が上岩屋の〇〇〇〇様、他8名、借り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様でございます。所在地は、大字岩屋川内陣野、他47筆、面積は合計80,593㎡、利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は3年から10年間でございます。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま

す。以上、御提案申し上げます。
議 長 はい、ありがとうございました。それでは、農地中間管理機構の嬉野町の分でございますけれども、整理番号1番から9番について質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。

[質問、意見なし]

議 長 よかですね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。農地中間管理機構の嬉野町の分整理番号1番から9番までは、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で、異議なしと認めます。農地中間管理機構の嬉野町の分整理番号1番から9番までについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、所有権の移転について4件の審議の前に、委員の皆さまにお諮りします。整理番号2番と3番については、買い手人が同一人でありますので、一括審議としたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 そしたら、整理番号2番と3番について、一括審議をしたいと思っております。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表、最後のページを御覧ください。まず、整理番号1番でございます。売り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様、買い手人は、上岩屋の〇〇〇〇様でございます。所在地は、大字岩屋川内陣野、地目は畑 面積は1,856㎡、所有権移転の種類は、あっせんでありまして、栽培作物は茶、対価は反当り215,000円、全体で400,000円であります。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題

ないと思われます。御提案申し上げます。

議 長 それでは、質疑を行ないたいと思います。何か御意見、御質問はございませんか。よかですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員異議なしと認めます。所有権の移転について、整理番号1番については、原案どおり承認することを決定いたしました。続いて、整理番号2番と3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、先ず、整理番号2番でございます。売り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様、買い手人は、上岩屋の〇〇〇〇様でございます。所在地は、大字岩屋川内陣野、地目は畑 面積は3,677㎡、所有権移転の種類はあっせんでありまして、栽培作物は茶、対価は反当り236,000円、全体で870,000円あります。

続きまして、整理番号3番でございます。売り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様、買い手人は、同じく上岩屋の〇〇〇〇様でございます。所在地は、大字岩屋川内陣野、地目は畑 面積は6,607㎡、所有権移転の種類は あっせんでありまして、栽培作物は茶、対価は反当り240,000円、全体で1,585,680円あります。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号2番と3番について、質疑を行ないます。何か御意見、御質問はございませんか。よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で、異議なしと認めます。所有権の移転について、整理番号2番、3番については、原案どおり承認することに決定いたしました。それでは、整理番号4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、続きまして整理番号4番について説明いたします。売り手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様、買い手人は、下宿の〇〇〇〇様でございます。所在地は、大字下宿四本松、地目が田、面積は690㎡、所有権移転の種類は、あっせんでありまして、栽培作物は米、対価は反当り695,000円、全体で480,000円あります。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。よかですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。異議なしと認めます。所有権移転について、整理番号4番については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第3号を見てください。農地法第3条の規定による申請の許可について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページをお願いします。整理番号1番でございます。譲渡人は、石垣の〇〇〇〇様、譲受人は、東吉田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田下万属、地目は田、面積は372㎡でございます。権利の種類は、売買でございます。譲渡理由は、労力不足。譲受理由は、経営規模の拡大ということであります。売買価格は、反当り672,043円で、全体で250,000円でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。よかですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、よかですねね。無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり許可することに決定をいたしました。では、整理番号2番について説明を、事務局をお願いします。

事務局 はい、整理番号2番でございます。譲渡人は、南上の〇〇〇〇様、譲受人は、南下の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野臥木、地目は田、面積は238㎡でございます。権利の種類は、贈与でございます。譲渡理由は、耕作不便。譲受理由は、経営規模の拡大ということであります。無償での贈与でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですか。はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。次に、議案第4号です。3ページをお願いします。農地法第4条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案書3ページをお願いします。整理番号1番でございます。申請人は

下岩屋1区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内黒岩、地目は畑、面積は196㎡でございます。用途目的は、一般住宅です。事由は、家族が増え、現在の住宅が手狭になったため。ということでありましたが、申請地については、既に一般住宅用地として転用していますので、今回始末書付きでの申請になっております。東は宅地、西は道路、南は宅地、北も宅地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては4ページと5ページを御覧ください。写真は、1番になります。以上、御提案申し上げます。

議長 この件につきましては4月28日、4班で事前審査を行っております。班長、報告をお願いいたします。

班長 ここは、家庭菜園であったではなかろうか。農地といいながら、もう屋敷内の状況でした。で、もう仕方ないだろうと考えて参りました。他人に迷惑がかからない、そういうふうな所でございます。敷地内ですもんね、そういう事です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、御質問、御意見はございませんか。

2番 議長、よかですか。

議長 はい。

2番 補足としてですね。一応、庭の一部を宅地と思って建てられたんですけど、そこは、農地やったということでした。

議長 はい、ありがとうございます。無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当するということで異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 はい、ありがとうございます。全員異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり許可相当として、県に副申することと決定いたしました。では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、整理番号2番でございます。申請人は、両岩の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田斧研、地目は畑、面積は336㎡でございます。用途目的は、太陽光発電設備事由は、今後労力不足により耕作が困難なため。土地の有効利用として、申請地を太陽光発電設備用地に転用したいということであります。東は田、西は河川、南は田、北は宅地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては6ページと7ページを御覧ください、写真は2番になります。以上、御提案申し上げます。

議長 では、この件につきましても、事前審査の対象となっておりますので、班長から報告をお願いしたいと思います。

班長 この太陽光発電の所ですけど、大して面積もなく、隣には家があるということで、荒廃地になるよりましじゃろうと思います。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号2番について、質疑を行ないたいと思います。何か、御意見、御質問はございませんか。よかですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可相当として、県に副申することと決定いたしました。それでは、整理番号3番について説明を、お願いします。

事務局 整理番号3番でございます。

申請人は、上岩屋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内才松寺、地目は畑、面積は973㎡でございます。用途目的は、植林。事由は、申請地は山林に囲まれ、大型機械が入らず生産性が低く、耕作不便であり、今後の農業が困難なためであります。認識不足により、既に植林がなされておりますので、今回は始末書付きでの申請になっております。東は畑、西は山林、南は田、原野、河川、北は山林です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては8ページと9ページを御覧ください、写真は3番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましても、4月26日に、地区担当委員と事務局で事前審査を行っております。地区担当委員が欠席ですので、事務局から報告をお願いします。

事務局 4月26日に地元の地区担当委員と申請者本人さんと三者で、現地確認を行いました。先ほど、事由で述べたように、現地は山林に囲まれておりまして、日当たりも悪く、水はけ等も悪いことから、元々農地としては、ちょっと、余り向いていないような所でありました。今後の農地としての利用が、高齢化ということもあって、困難だと思われまますので、植林をして、山林にしたいということでありました。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。よかですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。異議なしと認めます。整理番号3番については、原案どおり許可相当として、県に副申することと決定いたしました。では、整理番号4番について説明を、事務局お願いします。

事務局 はい、整理番号4番でございます。申請人は、牛坂の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間城山、地目は田 面積は547㎡でございます。用途目的は、太陽

光発電設備で、事由は、申請地は、イノシシ被害が多く、農地としての利用が困難なためです。土地の有効利用として、申請地を太陽光発電設備用地に転用したいということではありますが、認識不足により、田を畑にされていますので、今回始末書付きでの申請になっております。東は宅地、西は田、南は道路、北は雑種地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては10ページと11ページを御覧ください、写真は4番になります。以上、御提案申し上げます。

議長 では、この件につきましても4班による事前審査の対象となっております。班長、報告をお願いいたします。

班長 今、始末書付きでということですが、現地調査の時までは、始末書は出ておりませんでした。それで、その、もう畑。田と言いながら、畑状態やったですもんね。そいぎ、認識不足により、もう平成20年頃から畑状態になつた訳です。それで、一応始末書を書いてもらわんと許可されんということで、そこで始末書を提出していただいて、この雑種地という所も太陽光がはまっつですもんね。そいけん、荒廃地になるよりましと思います。よろしくお願ひします。

議長 それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か御意見、御質問はございませんか。よかですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長 はい、異全員議なしと認めます。整理番号4番について、原案どおり許可相当として、県に副申することを決定いたしました。

議長 次に、議案第5号でございます。12ページをお願いします。農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書12ページをお願いします。整理番号1番でございます。譲渡人は、温泉1区の〇〇〇〇様、譲受人は、下岩屋3区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七区画整理、地目は畑、面積は210㎡でございます。用途目的は、一般住宅、事由は、現在市内のアパートに住んでいるが、家族が増え手狭になったことから、住宅を新築するため。申請地を一般住宅地に転用したいということがあります。東は宅地、西も宅地、南は道路、北も宅地です。農地区分については、第3種農地であります。転用目的は問題ないと考えます。

売買価格は、反当り34,919,048円で、全体で7,333,000円でございます。図面につきましては13ページと14ページを御覧ください、写真は5番になります。以上、御提案申し上げます。

議長 この件につきましては、5月1日に、地区担当委員と事務局で事前審査を行っ

ております。地区担当委員、報告をお願いします。

地区担 今事務局から説明がありましたとおり、また図面13ページと14ページを見ていただいたとおり、都市計画に基づいて、もうほぼ住宅地という形で整備されている所ですので、いろいろ指摘することはありません。よろしく、お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で、異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり許可相当として、県に副申することと決定いたしました。では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。譲渡人は、千葉県のお〇〇〇〇様、譲受人は、湯野田のお〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七区画整理、地目は畑、面積は305㎡でございます。用途目的は、一般住宅。事由は、現在市内のアパートに住んでいるが、今後家族が増え手狭になることから、住宅を新築するため。申請地を一般住宅地に転用したいということであります。東は宅地西も宅地、南は道路、北は畑です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。売買価格は、反当り30,249,180円で、全体で9,226,000円でございます。図面につきましては15ページと16ページを御覧ください、写真は6番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましても、1日の日に、地区担当委員と事務局で事前審査を行っております。報告をお願いします。

地区担 これにつきましても、ただ今事務局から説明ありましたとおり、現地確認いたしましたところ、何ら指摘するところは、ありませんでした。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か御意見、御質問はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり許可相当として、県に副申することを決定いたしました。では、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番でございます。貸付人は、式浪のお〇〇〇〇様、借受人は、株式会社山茂電機様です。所在地は、大字下野小石原ノ上、他1筆、地目は畑、面積は

合計で1,739㎡でございます。用途目的は、太陽光発電設備。事由は、申請地は現在休耕地であり、高齢化や後継者不足から、今後も農地の管理等が困難なため。土地の有効利用として、申請地を太陽光発電設備用地に転用したいということでもあります。東は道路、西も道路、南は墓地、北は道路です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。賃借料は、反当り32,202円で、全体で56,000円でございます。図面につきましては17ページと18ページを御覧ください、写真は7番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 この件につきましても、4班による事前審査を行っておりますので、その報告をお願いします。

班 長 式浪というか、その上の方で、周りは女子竹というか、ですね。茶畑やった所が、ずっともう、竹に占領されるような状態です。もし太陽光でもしんしゃれんぎ、竹林になってしまうような所でございますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、全員異議なしと認めます。整理番号3番については、原案どおり許可相当として、県に副申することを決定いたしました。では、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番でございます。譲渡人は、五代の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく五代の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野竹ノ下、地目は畑、面積は15㎡でございます。用途目的は、宅地拡張。事由は、隣接している宅地の地形がいびつであり、分筆し交換して整形するため。ということでありましたが、申請地については、既に宅地として転用しておりますので、今回始末書付きでの申請になっております。東は宅地、西は畑、南は道路、北は宅地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はないと判断し、転用目的は問題ないと考えます。なお、この譲受は、交換で行われております。図面につきましては19ページと20ページを御覧ください、写真は8番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。では、この件につきましても、4班による事前審査の対象となっておりますので、班長の報告をお願いします。

班 長 何年前に、家が増築されたかわかりませんが、もうその時に、登記をせんで、その交換して、登記をせんだっただけですね。それで、その登記をするために、一応、緊急にせんといかんということですのでしてあるので、ここでいろいろ言う必要

はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。何か、御意見、御質問はございませぬか。よかですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、無いようですので、採決に入ります。原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございます。全員異議なしと認めます。整理番号4番については、原案どおり許可相当として、県に副申することを決定いたしました。では、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、整理番号5番でございます。譲渡人は、五町田第3の〇〇〇〇様、譲受人は、鹿島市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田菰牟田、地目は畑、面積は120㎡でございます。用途目的は、貸資材置場・駐車場。事由は、現在利用している資材置場が不足しているため。申請地を貸資材置場・駐車場に転用したいということでありませぬ。東、西、南、北の四方ともに、雑種地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。転用目的は問題ないと思ひます。売買価格は、反当り3,025,000円で、全体で363,000円でございます。図面につきましては21ページと22ページを御覧ください、写真は9番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 では、この件につきましても、4班による事前審査の対象となっておりますので、班長の報告をお願いいたします。

班 長 今、事務局から、報告があつたとおり、もう周りは雑種地になっており、このさきんところだけが畑という、農地というがわが残つとって、もう同じ高さになつとるわけですよ。それで、そいだけの畑ば、畑があつたけんて、どうにもならんやろうということ、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。何か御意見、御質問はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございます。全員異議なしと認めます。整理番号5番については、原案どおり許可相当として、県に副申することと決定いたしました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了したところであります。委員皆さんから、協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思ひます。何かございませぬか。

〔「特になし」と呼ぶ者のあり〕

議 長 よかですか。これをもちまして、本日の平成29年第23回嬉野市農業委員会

総会を閉会します。

(午後 2 時 2 1 分 閉会)